

## 第4回 出雲崎町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年10月30日（金）午後4時00分から午後4時30分

2 開催場所 出雲崎町役場 会議室

3 出席委員

農業委員（5人）

会長	1番	内藤 仁
会長職務代理者	3番	森山 一郎
委員	2番	諸橋 清隆
	4番	佐藤 一也
	5番	岡田 美由紀

農地利用最適化推進委員（5人）

三輪 均  
田中 秀和  
五十嵐 信義  
遠藤 文男  
山田 裕

4 欠席委員

なし

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請（一時転用）について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地  
利用集積計画の決定について

6 農業委員会事務局職員

事務局係長 黒崎 陽介

7 会議の概要

事務局 ただいまから第4回出雲崎町農業委員会総会を開会いたします。

議長 農業委員は全員出席しておりますので総会は成立しております。このまま総会を進行いたします。

議長 それでは、出雲崎町農業委員会会則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 それでは、2番 諸橋委員、4番 佐藤委員にお願いいたします。  
なお、本日の会議書記には、事務局職員の黒崎係長を指名いたします。

議長 3番の諸般の報告をさせていただきます。

- ・市町村農業委員会 会長研修会  
期日：10月14日(水)  
場所：新潟東映ホテル(新潟市)  
出席者：内藤会長

議長 それでは議事に入ります。議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明願います。

事務局 議案第1号について説明します。議案書1ページをご覧ください。  
議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、2件の申請がありました。なお、番号1、2共、一時転用に伴う賃貸借権設定であり、借人、内容も同じ案件となりますので、まとめて説明させていただきます。

**【議案書に基づいて内容を説明】**

事務局 借人のS社が、農地法に定める認定電気通信事業者であるR社からの請負で、当該地番の畑に携帯電話用基地局を新設するにあたり、周囲を工事の作業用地として一時的に使用するための転用となります。なお携帯電話用基地局につきましても、農地法第5条第1項第7項及び農地法施行規則第53条第14項の定めるところにより転用に農地法の許可を必要としないものであります。(法律関係は議事資料6・7と13・14ページ) 請負者であるS社からはこの一時転用の許可申請と共にR社による事業計画書が提出されています。  
説明は以上になります。

議長 番号1につきましても私の担当地区でありますので現地の状況等を説明いたします。

議長 (1番) 10月13日(火)に現地確認をして参りました。当該地には最新式の5G対応の携帯電話用アンテナが設置されます。当該地は県道沿いの農用地区域外の畑であり、ほぼ全面耕作されておりますが、普段、作物が作付けされていない端の箇所に設置されますので耕地には左程影響は無いと感じました。本案件は工事用地として一時的に転用することになりますが、工事車両が進入したり、作付けされている箇所に直接資材を置くことも無いようです。許可の判断につきましても、法令関係からも許可相当と判断できると思われまます。なお、

先ほど事務局からも説明がありましたが、携帯電話用アンテナそのものが設置されることについては、認定電気通信事業者によるものであり転用申請許可を免除される案件であります。

私からの説明は以上になります。番号2につきましては佐藤委員から現地確認をしていただきましたので、引き続きご説明をお願いします。

4 番 同様に10月13(火)に現地確認をして参りました。当該地は先ほど会長にご説明いただいた番号1の箇所と同仕様のアンテナが設置されます。また、現地の環境も類似しており、当該地は町道沿いの畑となっております。畑の入り口側に設置されるものであり、作付けされている箇所に資材を置いたり、また工事車両が進入することなく、畑を左程傷めずに設置することが可能と思われました。本案件はアンテナ設置の工事用地として使用する一時転用であります。法令関係からも許可相当と判断できると思えます。

以上になります。

議 長 これまでの説明について、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(意見、質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第1号について許可することに賛成の方は、挙手願います。

(委員の挙手)

議 長 全員ですので、議案第1号は原案のとおり許可いたします。

議 長 続きまして、議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局より説明願います。

事務局 議案第2号について説明します。議案書2ページをご覧ください。

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、再設定10件の申出がありました。

#### 【議案書に基づいて内容を説明】

事務局 以上、このたびの利用集積計画の案件となります。借人全員が各地域の代表的な農家でありますし、本案件は再設定であります。議案第2号の農用地利用集積計画について、全て農業経営基盤強化促進法第18条の3項の各要件、基本構想、農用地の効率利用、農作業従事要件を満たしていると考えられます。

以上になります。

議 長 ただいまの説明について、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(意見、質問なし)

議長 番号9、10の借人はベテラン農業者で80歳近くの方であります。担当地区委員の諸橋委員にお聞きしますが、営農活動には支障が無い方でしょうか。

2番 ご高齢ではありますが、現在のところは体調も良好でありベテランの方でありますので特に問題はありません。なお後継も地域で話し合いをしておりますので将来的な本耕地での営農の継続も問題無いと考えております。

議長 他にご意見、ご質問はありますか。

(意見、質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第2号について許可することに賛成の方は、挙手願います。

(委員の挙手)

議長 全員ですので、議案第2号は原案のとおり許可いたします。

議長 以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員から発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議長 それでは、以上をもちまして出雲崎町農業委員会第4回総会を閉会いたします。

出雲崎町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名します。

令和2年10月30日

議長 ⑩

議事録署名委員  
2番 ⑩

議事録署名委員  
4番 ⑩